

# 松前町地球温暖化防止計画

(第五次 地球温暖化対策実行計画)

令和6年11月

松前町

## 目次

第1章 計画策定の背景.....	1
1 気候変動の影響 .....	1
2 地球温暖化対策を巡る国際的な動向 .....	1
3 地球温暖化対策を巡る国内の動向 .....	1
第2章 基本的事項 .....	4
1 計画の目的 .....	4
2 計画策定の経緯 .....	4
3 計画の範囲 .....	4
4 基準年度・計画期間 .....	7
5 関連計画との位置付け .....	7
第3章 第四次実行計画.....	8
1 これまでの取組状況 .....	8
2 温室効果ガス排出状況 .....	8
第4章 第五次実行計画.....	12
1 基準年度（2013年度）の温室効果ガス排出量.....	12
2 温室効果ガス排出量削減目標 .....	13
3 2030年度CO <sub>2</sub> 排出量推計方法 .....	13
4 将来的な温室効果ガス排出量の推計と具体的な取組.....	14
第5章 推進・点検体制及び進捗状況の公表.....	21
1 推進体制 .....	21
2 点検体制 .....	22
3 進捗状況の公表 .....	23
参考資料1 カーボン・マネジメント支援ツール.....	24
参考資料2 取組チェックシート .....	25
参考資料3 環境関連用語集 .....	27

# 第1章 計画策定の背景

## 1 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大气、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大气、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化(極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等)は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

## 2 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年(平成27年)11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、付属書I国(いわゆる先進国)と非付属書I国(いわゆる途上国)という付属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献(nationally determined contribution)を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO<sub>2</sub>排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

## 3 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が

公表されました。

また、2021年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、2021年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

2021年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

表1 地球温暖化対策計画における2030年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO2)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO2		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO2、メタン、N2O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO2)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO2程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出展：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」

2021年10月には、国がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を2030年度までに50%削減（2013年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽

光発電の導入、新築建築物の ZEB 化、電気自動車の導入、LED 照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

## 第2章 基本的事項

### 1 計画の目的

地球温暖化防止の国際的な動きを受けて施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」といいます。）では、地球温暖化対策への取組として、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにすることとされ、都道府県及び市町村並びに地方公共団体の組合は、「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「実行計画」といいます。）の策定と公表が義務付けられています。

実行計画は、地方公共団体が実施している事務・事業に関し、「温室効果ガスの排出量の削減」と「温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化」に取り組むための計画で、策定することにより、温室効果ガス排出量の実質的な削減のみならず、光熱水費等の削減、施設管理の効率化、低炭素化の技術力向上などの効果があります。また、地域に対して温室効果ガス排出量の削減の模範が示されるといった効果もあります。

### 2 計画策定の経緯

本町においては、2002年3月に第一次地球温暖化防止対策実行計画（2002年度～2006年度）、2007年4月に第二次地球温暖化防止対策実行計画（2007年度～2011年度）を策定、2013年8月に第三次地球温暖化対策実行計画（2013年度～2017年度）を策定、また、2019年8月に第四次地球温暖化対策実行計画を策定し、2019年度～2023年度までを計画期間として、温室効果ガスの排出抑制に取り組んでいます。

今回、後継の計画として第五次地球温暖化防止対策実行計画（以下「第五次実行計画」といいます。）を策定し、新たな計画に基づいて本町の事務事業により排出される温室効果ガス排出量の削減にこれまで以上に取り組んでいきます。また、本計画は、環境省が定める「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（2024年4月）」に基づき策定します。

### 3 計画の範囲

#### （1）事務・事業

本町が実施する全ての事務・事業を対象とします。

#### （2）対象施設

出先機関を含め本町が所有する全ての施設を対象とし、指定管理者が運営する施設も含まれます（表1参照）。

表1 対象施設一覧

施設名	所管課	施設名	所管課
松前町庁舎	財政課	揚水	産業課
黒田保育所	福祉課	不燃物処理用地	町民課
小富士保育所		JR横田駅待合所	
白鶴保育所		西古泉水源地	上下水道課
松前ひまわり保育所		西古泉調整池	
松前町総合福祉センター	西高柳水源地		
松前小学校放課後児童クラブ	恵久美浄水場		
北伊予小学校放課後児童クラブ	恵久美配水池		
岡田小学校放課後児童クラブ	上高柳第1水源地		
宗意原消防詰所	上高柳第2水源地		
新立消防詰所	大溝水源地		
本村消防詰所	東古泉水源地		
筒井消防詰所	北伊予浄水場		
神崎消防詰所	北伊予配水池		
鶴吉消防詰所	神崎水源地		
横田消防詰所	徳丸水源地		
大溝消防詰所	松前浄化センター	学校教育課	
永田消防詰所	松前小学校		
東古泉消防詰所	北伊予小学校		
松前町第1分団消防詰所	岡田小学校		
松前町第4分団消防詰所	松前中学校		
松前町第7分団消防詰所	北伊予中学校		
松前町第8分団消防詰所	岡田中学校		
松前町第9分団消防詰所	学校給食センター		
旧出作消防詰所	まさき幼稚園		
ひよこたん池公園	松前町西公民館		社会教育課
福德泉公園	松前町東公民館		
塩屋公園	松前町北公民館		
高柳公園	松前総合文化センター		
義農公園	松前公園		
黒田公園	松前公園体育館		
地藏町公園	松前町国体記念ホッケー公園体育館		
有明公園	松前町国体記念ホッケー公園便益棟		
住宅・樋門			
排水施設			
堤アンダー			

### (3) 対象とする温室効果ガス

対象とするガスは、温対法第2条第3項に規定する7物質のうち我が国の温室効果ガス総排出量で最も割合の高い二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)とします(図1参照)。また、その排出量について、これまでの本町における計画に準じた調査を行うものとします。

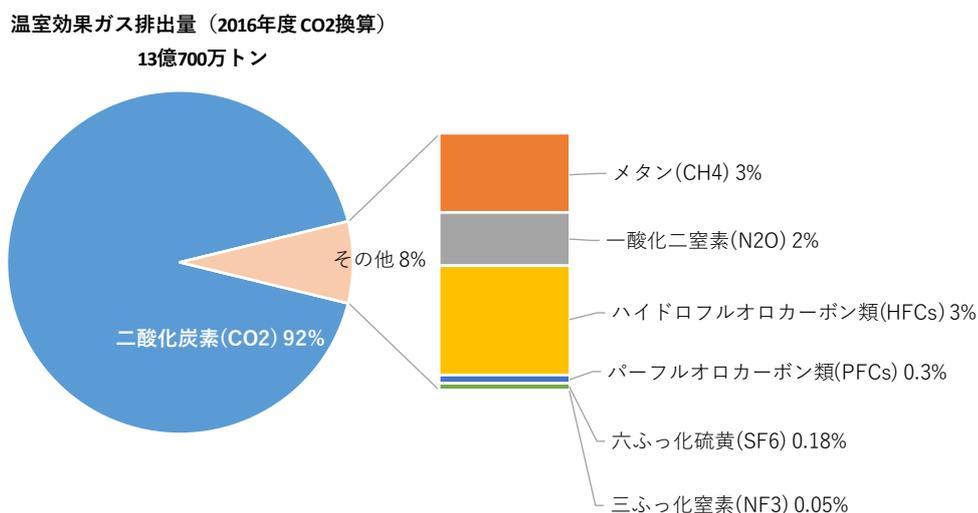


図1 日本が排出する温室効果ガスの内訳

### (4) 使用する排出係数

本計画内で算定に使用する排出係数を表2に示します。第四次実行計画の達成状況の検証についても、この排出係数を使用し算定しています。

表2 排出係数一覧

排出係数 (kg-CO <sub>2</sub> )	電気 (kwh)	LPG (kg)	灯油 (L)	A重油 (L)	ガソリン (L)	軽油 (L)	軽油B5 (L)
2013年度	0.700	3.00	2.49	2.71	2.32	2.58	2.46
2014年度	0.699	3.00	2.49	2.71	2.32	2.58	2.46
2015年度	0.676	3.00	2.49	2.71	2.32	2.58	2.46
2016年度	0.651	3.00	2.49	2.71	2.32	2.58	2.46
2017年度	0.510	3.00	2.49	2.71	2.32	2.58	2.46
2018年度	0.514	3.00	2.49	2.71	2.32	2.58	2.46
2019年度	0.500	3.00	2.49	2.71	2.32	2.58	2.46
2020年度	0.382	3.00	2.49	2.71	2.32	2.58	2.46
2021年度	0.550	3.00	2.49	2.71	2.32	2.58	2.46
2022年度	0.484	3.00	2.49	2.71	2.32	2.58	2.46
2023年度	0.370	3.00	2.49	2.71	2.32	2.58	2.46
2030年度	0.250	3.00	2.49	2.71	2.32	2.58	2.46

※電気の排出係数は、算定年度(N年度)の前年度実績(N-1年度)を使用

#### 4 基準年度・計画期間

国の計画での温室効果ガス排出削減目標の基準年度と整合させるため、本計画の基準年度は2013年度とし、計画期間は2024年度～2030年度までの7年間とします（図2）。本計画の実施状況、国や県の政策、地球温暖化対策に関する技術開発や、社会経済情勢の変化等が考えられることから、必要に応じて見直しを実施し計画に修正を加えます。



図2 本計画の基準年度・計画期間

#### 5 関連計画との位置付け

本計画は、上位計画である「松前町総合計画」、「松前町公共施設等総合管理計画」との連携・整合性などに配慮しながら計画を実践していきます（表3参照）。

表3 関連する計画

関連計画の名称	計画の概要
第5次松前町総合計画 (2020～2024年度)	本町のまちづくり全分野にわたる基本的な方針を示した、行政運営の総合的指針となる最上位計画である。環境保全に関する指針として、公共施設の照明・空調等の運用の適正化や温室効果ガスの排出量削減に向けた取組の推進などを掲げている。
松前町公共施設等総合管理計画 (2017～2056年度)	本町の保有する公共施設を総合的・計画的に管理するための基本的な方針を定めている。施設保有量の削減目標として、40年間で公共施設（建物）の延床面積を15%以上削減することを掲げている。

## 第3章 第四次実行計画

### 1 これまでの取組状況

松前町の第四次実行計画は、以下の内容を基本事項とし、温室効果ガス排出量の削減に取り組んできました（表4参照）。

表4 第四次実行計画の概要

項目	第四次実行計画
対象とする温室効果ガス	二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）
対象施設	本庁と出先機関（指定管理者が運営する施設は除く。）
基準年度	2013年度
計画期間	2019～2023年度（5年間）
目標	基準年度比22%削減
推進体制	【推進本部長】町長 【松前町地球温暖化防止計画推進本部】所属長等 【事務局】町民課に設置 【推進委員】各部署の温暖化対策推進担当者
点検体制	事務局は推進委員を通じ年度ごとの温室効果ガス排出量、取組状況をとりまとめる。

### 2 温室効果ガス排出状況

#### 2.1. 削減対象施設の排出量推移

基準年度以降の温室効果ガス排出量推移を図3に示します。ただし、排出量推移の算出は、より本町の事務事業の状況を反映した第四次実行計画の対象範囲とする施設を対象とし、第四次実行計画で使用する排出係数を用いて行いました。温室効果ガス排出量は、基準年度（2013年度）4,117t-CO<sub>2</sub>に対し、目標年度（2023年度）には39%削減の2,497t-CO<sub>2</sub>となり、目標を大幅に達成しました。

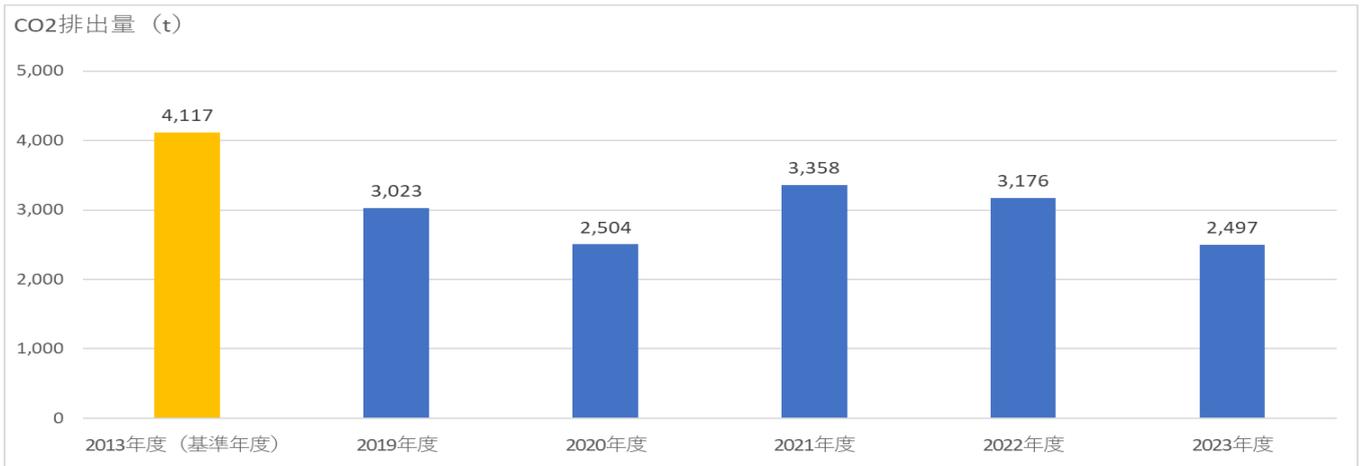


図3 温室効果ガス排出量推移

## 2.2. エネルギー種別排出量の推移

表5にエネルギー種別温室効果ガス排出量推移を、図4に基準年度(2013年度)と直近年度(2023年度)の排出源構成を示します。ガソリン、灯油による排出量が増加した一方、電気による排出量が減少し、全体では基準年度比39%の削減となりました。電気の排出量減少は、排出係数の改善及び施設(松前公園体育館・松前町総合福祉センター・松前総合文化センター・松前町役場本庁舎)の省エネルギー化が要因と考えられます。

表5 エネルギー種別温室効果ガス排出量推移

項目	2013年度 (基準年度)	2019年度		2020年度			2021年度			2022年度			2023年度		
	排出量	排出量	基準年度 対比	排出量	前年度 対比	基準年度 対比									
電気	3,641	2,751	76%	2,187	79%	60%	3,047	139%	84%	2,869	94%	79%	2,191	76%	60%
灯油	332	189	57%	221	117%	67%	237	107%	71%	238	100%	72%	234	98%	70%
ガソリン	59	48	81%	44	92%	75%	42	95%	71%	40	95%	68%	42	105%	71%
LPG	45	18	40%	32	178%	71%	15	47%	33%	14	93%	31%	17	121%	38%
A重油	31	9	29%	13	144%	42%	10	77%	32%	7	70%	23%	5	71%	16%
軽油	9	8	89%	7	88%	78%	7	100%	78%	8	114%	89%	8	100%	89%
温室効果ガス全体	4,117	3,023	73%	2,504	83%	61%	3,358	134%	82%	3,176	95%	77%	2,497	79%	61%

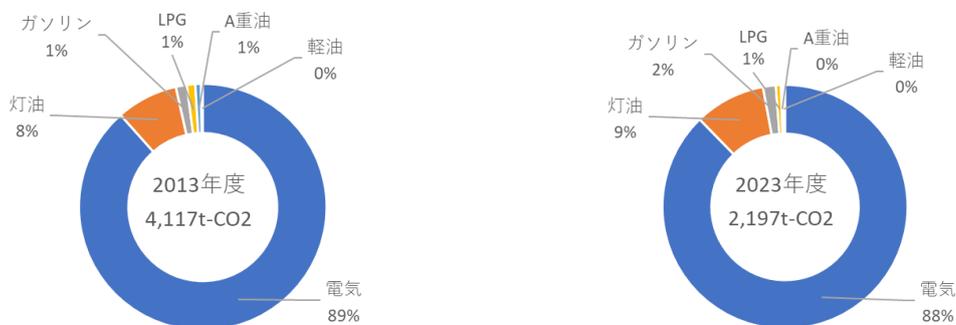


図4 2013年度と2023年度の排出源構成

### 2.3. 部署・施設別排出状況

第四次実行計画期間の部署・施設別の温室効果ガス排出量推移を表6～表7に示します。

表6 部署・施設別温室効果ガス排出量 (1/2)

(t-CO2)

施設	排出源	2013年度 (基準年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	基準年度比 増減量	基準年度比 増減率 (%)
本庁 総務課	ガソリン	3.1	3.6	2.7	1.4	1.7	1.9	-1.2	-39%
本庁 財政課	ガソリン	7.0	7.6	6.7	5.7	6.3	7.2	0.2	3%
	軽油	1.0	0.5	0.3	0.2	0.1	0.1	-0.9	-90%
本庁 税務課	ガソリン	1.3	0.7	0.5	0.5	0.5	0.5	-0.8	-62%
本庁 福祉課	ガソリン	1.0	0.8	1.6	1.3	0.9	0.5	-0.5	-50%
本庁 町民課	ガソリン	1.2	0.8	1.0	0.8	0.9	1.0	-0.2	-17%
本庁 保険課	ガソリン	1.6	0.9	0.8	0.9	0.7	0.7	-0.9	-56%
本庁 まちづくり課	ガソリン	4.4	3.9	3.1	3.3	3.1	3.4	-1.0	-23%
	A重油	0.0	0.0	0.0	0.0	2.7	0.0	0.0	-
本庁 産業課	ガソリン	3.0	1.3	0.8	0.7	0.8	0.8	-2.2	-73%
本庁 上下水道課	ガソリン	4.5	1.7	2.9	2.2	2.0	2.1	-2.4	-53%
本庁 社会教育課	ガソリン	0.9	0.9	1.2	0.9	1.3	1.6	0.7	78%
本庁 危機管理課	ガソリン	0.0	0.0	0.0	0.4	0.3	0.4	0.4	-
本庁舎	電気	575.4	343.4	255.1	368.8	335.5	236.5	-338.9	-59%
	LPG	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.3	-100%
健康課	ガソリン	3.4	3.0	2.4	4.2	3.1	1.4	-2.0	-59%
子育て支援課	ガソリン	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	-
北公民館	LPG	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	-
	電気	29.3	7.9	19.7	28.1	26.0	16.8	-12.5	-43%
東公民館	LPG	0.0	0.1	1.0	0.1	0.1	0.1	0.1	-
	電気	26.7	22.5	16.5	19.1	17.9	15.6	-11.1	-42%
西公民館	LPG	1.2	0.1	1.0	0.1	0.1	0.1	-1.1	-92%
	A重油	2.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-2.7	-100%
	電気	12.9	6.0	5.1	7.6	7.9	5.5	-7.4	-57%
松前総合文化センター	LPG	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	-0.1	-50%
	電気	338.3	224.2	134.3	203.3	241.8	195.9	-142.4	-42%
松前町国体記念ホッケー公園	電気	5.5	10.3	10.0	11.4	11.3	13.5	8.0	145%
松前小学校	LPG	4.5	1.1	2.5	0.1	0.1	0.1	-4.4	-98%
	電気	84.0	67.1	59.2	101.4	83.1	59.8	-24.2	-29%
北伊予小学校	LPG	1.9	0.5	1.2	0.1	0.1	0.1	-1.8	-95%
	電気	66.6	51.0	40.5	72.2	71.7	52.1	-14.5	-22%
岡田小学校	灯油	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	-
	LPG	2.7	0.3	2.2	0.1	0.0	0.0	-2.7	-100%
	電気	43.8	41.5	40.5	60.8	54.6	39.5	-4.3	-10%
松前中学校	LPG	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0%
	電気	67.4	54.5	53.4	83.9	66.8	48.8	-18.6	-28%
北伊予中学校	ガソリン	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	-
	LPG	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0%
	灯油	1.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	-1.0	-91%
	電気	54.0	25.8	23.3	39.6	36.4	26.0	-28.0	-52%
岡田中学校	LPG	0.5	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	-0.4	-80%
	電気	86.0	69.1	56.5	73.9	64.0	48.5	-37.5	-44%
学校給食センター	ガソリン	0.4	0.1	0.1	0.1	0.1	0.4	0.0	0%
	軽油	5.8	5.7	5.7	6.3	6.6	6.9	1.1	19%
	LPG	5.5	2.5	2.8	3.0	2.3	3.8	-1.7	-31%
	灯油	209.2	179.3	211.6	229.0	229.0	225.3	16.1	8%
	電気	214.4	156.2	119.6	176.4	155.0	112.5	-101.9	-48%
松前幼稚園	LPG	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.1	-100%
	灯油	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	-
	電気	7.2	3.6	2.8	7.9	6.4	5.0	-2.2	-31%
古城幼稚園	LPG	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.1	-100%
	電気	9.1	7.7	6.1	3.9	3.3	2.8	-6.3	-69%

表7 部署・施設別温室効果ガス排出量 (2/2)

(t-CO2)

施設	排出源	2013年度 (基準年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	基準年度比 増減量	基準年度比 増減率 (%)
黒田保育所	灯油	2.3	2.2	3.5	3.7	3.1	3.0	0.7	30%
	LPG	3.4	1.5	13.8	1.6	1.4	1.3	-2.1	-62%
	電気	14.3	9.9	7.8	11.2	10.9	8.7	-5.6	-39%
ひまわり保育所	LPG	4.1	3.0	2.5	2.6	2.8	2.7	-1.4	-34%
	A重油	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-14.3	-100%
	電気	18.9	38.9	29.0	48.0	41.5	30.8	11.9	63%
白鶴保育所	灯油	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.5	-100%
	LPG	2.3	0.0	1.0	1.1	1.3	1.5	-0.8	-35%
	A重油	2.2	4.6	1.4	3.8	1.2	0.0	-2.2	-100%
	電気	13.4	7.0	5.8	9.1	8.2	15.6	2.2	16%
小富士保育所	灯油	0.3	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.3	-100%
	LPG	3.7	1.9	1.9	1.9	1.5	1.7	-2.0	-54%
	電気	16.4	18.0	17.0	24.5	27.0	18.9	2.5	15%
松前町総合福祉センター	軽油	2.2	0.7	0.5	0.2	0.0	0.4	-1.8	-82%
	LPG	10.4	5.2	4.3	4.2	4.4	5.2	-5.2	-50%
	ガソリン	26.6	23.0	18.9	19.3	18.1	18.2	-8.4	-32%
	灯油	105.8	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	-105.7	-100%
	電気	335.8	242.0	171.0	191.2	169.1	133.1	-202.7	-60%
松前浄化センター	電気	404.6	317.2	238.7	332.0	302.3	228.5	-176.1	-44%
松前公園	軽油	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	-
	灯油	11.1	7.5	5.2	4.5	5.2	5.0	-6.1	-55%
	電気	213.2	157.7	73.8	100.7	106.9	77.6	-135.6	-64%
公園 (松前公園以外)	電気	24.8	12.6	9.7	13.8	12.2	9.1	-15.7	-63%
住宅・樋門	電気	64.6	24.4	32.8	47.2	33.1	23.9	-40.7	-63%
排水施設	A重油	11.7	4.3	11.9	6.2	2.7	5.4	-6.3	-54%
	電気	0.0	14.0	11.4	16.7	9.0	7.4	7.4	-
上水道水源地	電気	827.3	800.4	604.7	848.3	747.0	574.7	-252.6	-31%

## 第4章 第五次実行計画

### 1 基準年度（2013年度）の温室効果ガス排出量

基準年度（2013年度）の排出量は、4,117t-CO<sub>2</sub>となっています。排出源構成を見ると、電気が全体の89%を占めています（表8、図5参照）。

表8 基準年度（2013年度）のエネルギー使用量とCO<sub>2</sub>排出量

エネルギー種別	使用量		排出量	
	GJ	割合	t-CO <sub>2</sub>	割合
電気	51,862	89%	3,641	89%
灯油	4,888	8%	332	8%
ガソリン	877	1%	59	1%
LPG	778	1%	45	1%
A重油	445	1%	31	1%
軽油	131	0%	9	0%
合計	58,981	100%	4,117	100%

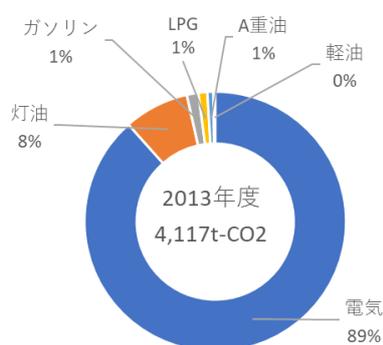


図5 2013年度の排出源構成

施設別に見ると（図6参照）、最も排出量が多いのは、上下水道水源地（ただし13施設の合計）で、全体の排出量の20%を占め、全て電気の使用による排出となっています。

次に、松前町庁舎の排出量が大きく、全体の15%を占め、そのうち、電気の使用による排出が95%を占めています。

松前町総合福祉センターは、全体の12%を占め、そのうち、電気の使用による排出が70%、お風呂の給湯に使用する灯油からの排出が22%となっています。

松前町学校給食センターは、全体の11%を占め、そのうち、電気の使用による排出が49%、灯油ボイラからの排出が48%を占めています。

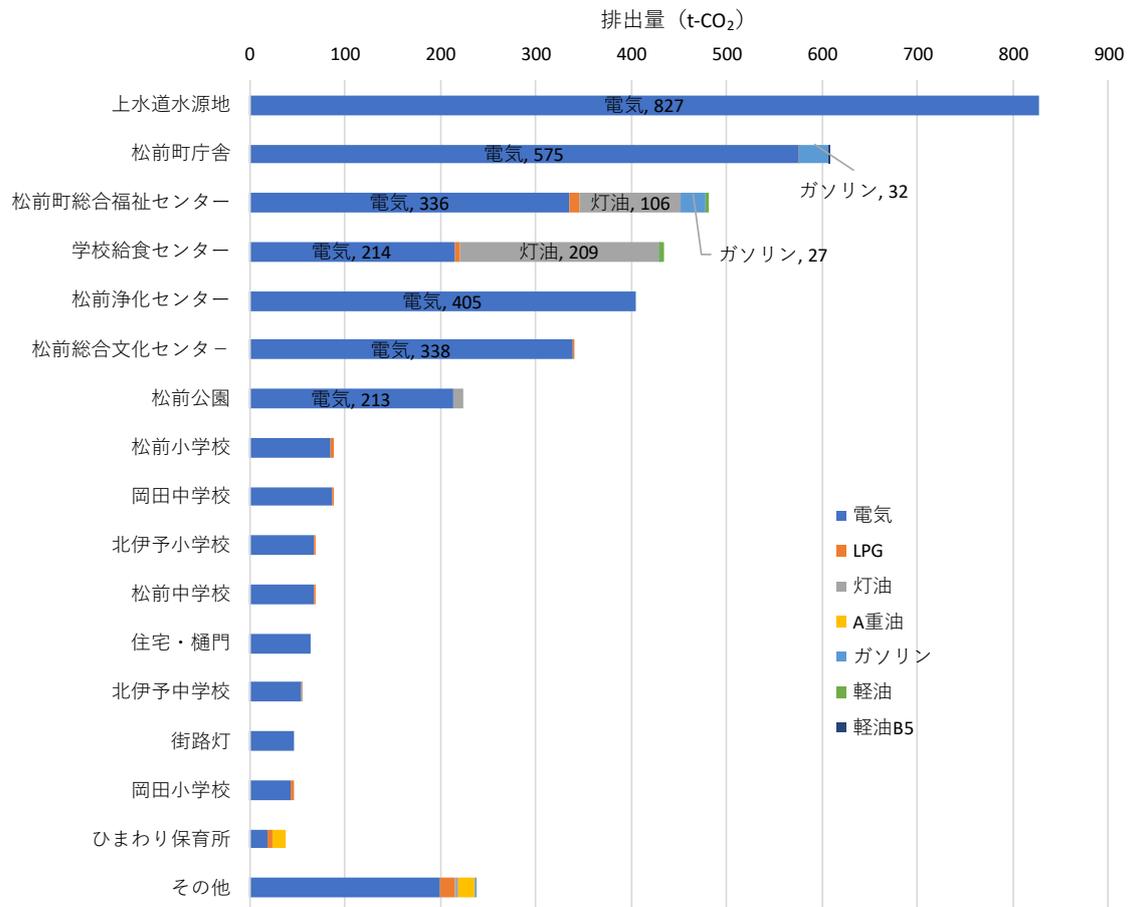


図 6 施設別排出源構成 (2013 年度)

## 2 温室効果ガス排出量削減目標

第五次実行計画は、2030 年度を目標年度と定め、松前町が温室効果ガス排出量を基準年度 (2013 年度) から 51%以上削減が可能な計画を作成した上で、排出量目標値を定めます。

## 3 2030 年度 CO<sub>2</sub> 排出量推計方法

基準年度以降の温室効果ガス排出量推移を図 7 に示します。

2023 年度の施設、設備状況、運用状況、設備管理状況が同一であれば、2030 年度排出量は、2023 年度と同一と仮定します。2023 年度排出量に対して、現在分かっている施設の新設、新たな設備の導入による CO<sub>2</sub> 排出量の増加量を推計して加算し、省エネ等の様々な CO<sub>2</sub> 削減対策の効果を推計して減算することで、2030 年度の CO<sub>2</sub> 排出量を計算し、その CO<sub>2</sub> 排出量が、基準年度 (2013 年度) から 51%以上削減し、目標を満たしていることを確認します。

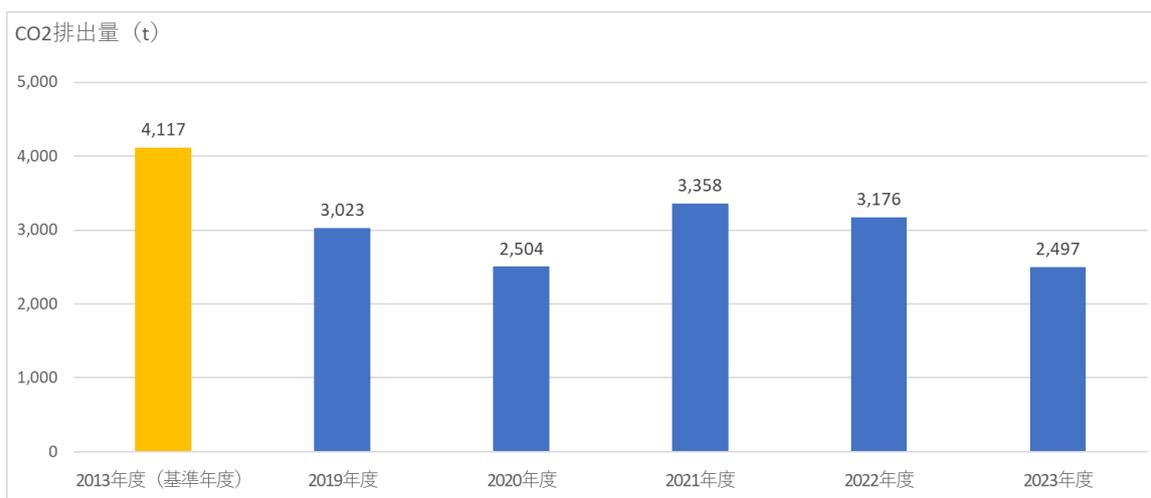


図 7 温室効果ガス排出量推移

#### 4 将来的な温室効果ガス排出量の推計と具体的な取組

本町における将来的な温室効果ガス排出量の増減について、具体的な取組の実施による削減量を算入し、推計を行います。第五次実行計画においては、第四次実行計画の取組を踏襲するとともに、更なる取組の拡大を目指します。なお、古城幼稚園については、2023年度末閉園のため、2023年度の排出量である2.8t-CO<sub>2</sub>は以降含めずに推計を行います。

##### 4.1. 運用改善による省エネルギー化

町の事務・事業から排出される温室効果ガスを抑制するためには、日常業務の中で職員一人ひとりが意識して省エネに取組むことが必要です。施設ごとの運用改善の取組を更に強化し継続的に行うことで、温室効果ガス排出量を削減します。以下に第五次実行計画における具体的な取組項目を示します。CO<sub>2</sub>削減可能量は、およそ26t-CO<sub>2</sub>となります。

##### 取組項目

###### (1) 空調に関する項目

- ・冷房は室内温度28℃、暖房は20℃を目安に温度設定する。ただし、教育施設及び福祉施設等について、利用者の健康に配慮するものとする。
- ・断続的に使用する場所（会議室等）の冷暖房機器は、使用時以外電源を切る。
- ・冷暖房機器のフィルター類は、定期的に掃除する。
- ・室外機には夏季に日よけを設置し、直射日光が当たらないようにする。
- ・気候の良い時期は、自然換気を心掛け、エアコンの使用を控える。

###### (2) OA機器に関する項目

- ・外勤等で離席する際は、パソコンの電源を切る。

- ・パソコン、コピー機等 OA 機器類は、スタンバイモード又はスリープモードにする。
- ・昼休みは、パソコン、プリンタ、コピー機等 OA 機器の電源を切る。
- ・コピー機は、使用時のみ電源を入れる。
- ・ディスプレイは業務に支障のない範囲で明るさを下げる。
- ・退庁時には OA 機器のプラグをコンセントから抜く、又はスイッチ付き電源タップを活用し、待機電力の消費を防止する。
- ・OA 機器の購入・リースには、省エネ型（国際エネルギースタープログラム適合品等）を導入する。

### （３）照明機器に関する項目

- ・業務に支障がない範囲で間引き照明をする。特に、天候の良い日は、窓側を消灯する。
- ・会議室、給湯室等の断続的に使用する場所では、未使用時の消灯を徹底する。
- ・昼休みは、必要な箇所以外は全て消灯する。
- ・時間外勤務では、執務に当る箇所以外は全て消灯する。可能な限り執務室の照明を消灯し、卓上電気スタンドを有効に活用する。

### （４）その他エネルギー・資源使用に関する項目

- ・使用していない、使用頻度の低い電機機器はコンセントを抜く。
- ・エレベーターの使用は、控える。
- ・庁舎エレベーター 2 基の運用について、利用者の多いときを除き、通常は 1 基のみで運用する。
- ・給湯器の設定温度は、低めに設定する。
- ・節水を心掛け、止水栓の調整等により水道水圧を下げる。
- ・毎週 1 度ノー残業デーを設定し、残業の縮減に努める。

### （５）車の使用に関する取組み

- ・急発進、急加速を避け、エコドライブを心掛ける。
- ・タイヤの空気圧を適正に保つ。
- ・不要な荷物は、積まないようにする。
- ・目的地が複数な場合は、効率的な走行ルートを選択し、距離数の短縮を図る。
- ・出張時には公共交通機関の利用を優先する。
- ・近距離の外勤には、徒歩あるいは自転車で出掛けるようにする。

### （６）事務に関する取組

- ・環境に配慮した物品等の購入（グリーン購入）を推進する。
- ・コピーや印刷時には、必要部数を確認し、用紙使用を必要最小限に留める。

- ・両面コピー、両面印刷、ミスコピーの裏面使用を実施する。
- ・電子メールを活用し、文書の配布やFAXの利用を減らす。
- ・用紙の処理（シュレッダー処理、古紙回収、裏面使用用紙等）に関する判断基準の明確化及び各処理用の分別ボックス設置により、用紙使用の合理化を図る。
- ・会議では、プロジェクター等を活用し、配布資料を削減する。

#### 4.2. 幼稚園の増改築

松前幼稚園の改修による増築により、電気使用量の増加が見込まれます。これに伴う排出量増加は、年間 1t-CO<sub>2</sub>が見込まれます（表 9 参照）。

表 9 松前幼稚園改修による排出量

施設名	延床面積 (㎡)	電気使用量増加 (kwh)	CO <sub>2</sub> 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )
松前幼稚園	935	1,543（予測）	1

#### 4.3. 浄水場の新設・水源地の縮小

松前町浄水場（仮称）の新設により、電気使用量の増加が見込まれます。これに伴う排出量増加は、年間 386t-CO<sub>2</sub>が見込まれます（表 10-1 参照）。

表 10-1 松前町浄水場（仮称）による排出量

施設名	延床面積 (㎡)	電気使用量増加 (kwh)	CO <sub>2</sub> 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )
（仮称）松前町浄水場	2,675	1,042,000	386

西古泉水源地の縮小により、電気使用量の減少が見込まれます。これにともなう排出量減少は、年間 8t-CO<sub>2</sub>が見込まれます（表 10-2 参照）。

表 10-2 西古泉水源地縮小による排出量

施設名	延床面積 (㎡)	電気使用量減少 (kwh)	CO <sub>2</sub> 削減量 (t-CO <sub>2</sub> )
西古泉水源地	140	275,437	8

#### 4.4. 施設の省エネルギー化

公共施設等総合管理計画と施設のエネルギー使用量等に鑑み、省エネルギー設備の導入を行います。投資回収年数が短く、費用対効果の高い省エネルギー設備を優先的に導入していくものとし、工事発注に当たってはスケールメリットを考慮し、複数施設の一括発注の実施を検討します。さらに、公共施設であることから、町民に対し地球温暖化対策の模範となる取組を示すため、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合する機器の導入や改修を検討します。

表 11 に省エネ可能性調査を行った松前町立学校給食センターの CO<sub>2</sub> 削減ポテンシャルを示しています。

表 11 省エネ可能性調査を行った施設の CO<sub>2</sub> 削減ポテンシャル

施設名	内 容	削減ポテンシャル
松前町立学校給食センター	運用改善、照明更新	16t-CO <sub>2</sub>

2030 年度までに松前町立学校給食センターの省エネ改修を実施することを見込みます。

#### 4.5. 照明の LED 更新

LED 導入が進んでいない小学校・中学校 6 施設の照明を LED に更新します。排出削減量の合計は、63t-CO<sub>2</sub>/年となります（表 12 参照）。幼稚園・保育所は、部分的に LED に更新しているため、計算対象外としています。

表 12 小学校・中学校の LED 化による削減量推計

施設名	2023年度 使用電力量 (kwh)	削減電力量 推計 (kwh)	排出削減量 (t-CO <sub>2</sub> )
松前小学校	161,756	27,531	14
北伊予小学校	140,873	21,287	11
岡田小学校	106,882	15,405	8
松前中学校	131,986	18,946	10
北伊予中学校	75,362	9,056	5
岡田中学校	131,330	28,468	15
合計		120,693	63

#### 4.6. ポンプの改修

2030 年度までの長期的な視点での取組として、上下水道課の既設ポンプをトップランナーモデル(JIS C4034-30 で規定される IE3 相当の効率)に更新します。上水施設はエネルギー使用量の 100%がポンプ使用によるものと考えられますが、下水施設はエネルギー使用量が全てポンプ使用によるものではないことから、エネルギー使用量の 90%を計算の対象とし算出しています。削減量の合計は、71t-CO<sub>2</sub>/年となります(表 13 参照)。

表 13 ポンプ改修による削減量推計

対象施設数	省エネ率	電気使用量(kWh)			CO <sub>2</sub> 削減量 (t-CO <sub>2</sub> )
		現状合計	更新後合計	削減量	
松前浄化センター	3.61%	614,775	533,351	81,424	42
上水道水源地		1,577,481	1,520,613	56,868	29
合計		2,192,256	2,053,964	138,292	71

※現状のポンプ効率と更新後機器の効率より全体で加重平均した省エネ率を求め、各施設の電気使用量に  
乗じて算出

但し松前浄化センターは電力の90%をポンプ使用量と想定

#### 4.7. 電力のグリーン購入

電気事業法の改正により、既存の電力会社以外の電気事業者からも電気を購入することが可能となっています。切替えを行う最大のメリットは電気料金の低減ですが、購入先の選定時には電気料金の削減額だけでなく、二酸化炭素排出係数を考慮し、電力のグリーン購入推進を検討します。政府が示す野心的なエネルギー需給の見通しでは、2030 年度の全電源平均の電力排出係数を 0.25kg-CO<sub>2</sub>/kWh としています。よって、0.25kg-CO<sub>2</sub>/kWh を 2030 年度に購入する電気の排出係数目標とします。4.1. 運用改善による省エネルギー化から 4.6. ポンプの改修までを勘案した場合の 2030 年度の電気の使用量は、6,671,217kWh となります。これに対して、2023 年度の排出係数 0.37kg-CO<sub>2</sub>/kWh を掛けた値と、0.25kg-CO<sub>2</sub>/kWh を掛けた値との差が 801t-CO<sub>2</sub>となるため、これを 2030 年度電気のグリーン購入による CO<sub>2</sub>削減量とします(表 14 参照)。

表 14 電力のグリーン購入による削減量推計

2030年度全施設 電力使用量合計 (kwh)	CO <sub>2</sub> 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )		CO <sub>2</sub> 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )
	2023係数 (0.370)	2030係数 (0.250)	
6,671,217	2,469	1,668	801

#### 4.8. 再生可能エネルギーの導入

2021年10月22日に閣議決定された国の地球温暖化対策計画では、「地方公共団体保有の建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入」と記載されており、「政府実行計画」では、2030年度までに「設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す」としています。

国は地方自治体にも同様の取組みを要請しており、本町でも今後、建築物及び土地において太陽光発電の最大限の導入を図り、2030年度には設置可能な建築物等の約50%に太陽光発電の導入を目指します。

太陽光発電設備の導入ポテンシャル調査の結果、導入可能性が高い建築物等は10施設になります。太陽光発電設備の導入によるCO<sub>2</sub>削減ポテンシャルは、合計で年間227t-CO<sub>2</sub>になり、その約50%を2030年度までに実施することにより、年間113t-CO<sub>2</sub>の削減を見込みます（表15参照）。

表15 再生可能エネルギー導入による削減量推計

取組内容	目標値 2030年度	削減見込量 2030年度
再生可能エネルギーの 導入拡大	設置可能な施設の 50%以上	113t-CO <sub>2</sub>

#### 4.9. 2030年度までのロードマップ

表16に温室効果ガス排出量削減目標達成までのロードマップを示します。4.1. 運用改善による省エネルギー化から4.4. 施設の省エネルギー化、4.5. 照明のLED更新、4.6. ポンプの改修から4.7. 電力のグリーン購入、4.8. 再生可能エネルギーの導入までを、2030年度までに実施することを目指します。

上記の取組を実施することで2030年度のCO<sub>2</sub>排出量の目標値が2,020t-CO<sub>2</sub>、2013年度比で51%以上の削減となります。

表16 温室効果ガス排出量削減目標達成までのロードマップ

項目	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	
2013年度実績	4,117	
2023年度実績	2,497	
項目	2030年度温室効果ガス (t-CO <sub>2</sub> )	説明
2030年度目標値	2,020	2023年度の実績に対し、取組実施により2030年度までに基準年度比51%削減にあたる477t-CO <sub>2</sub> を削減
取組必要量	477	
2030年度までの推計と具体的取組		
幼稚園の増改築	1	増改築による増加量
浄水場の新設	386	(仮称) 松前町浄水場の新設による増加量
水源地の縮小	-8	西古泉水源地縮小による削減量
運用改善による省エネルギー化	-26	継続的な運用改善による削減量
施設の省エネルギー化	-16	省エネ可能調査による学校給食センターの削減ポテンシャル(運用改善分を除く)
照明のLED化	-63	小中学校6施設のLED更新による削減
古城幼稚園の閉園	-3	閉園による削減量
ポンプの改修	-71	上下水道施設の既設ポンプ改修による削減量
電力のグリーン購入	-801	電力のグリーン購入による削減量
再生可能エネルギーの導入	-113	太陽光発電設備の導入による削減ポテンシャル

## 第5章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

### 1 推進体制

第五次実行計画の実施・推進に当たり、図8に示す推進体制を構築します。行動計画の推進に当たっては、松前町地球温暖化防止計画推進本部（以下「推進本部」といいます）を設置し、実施工動計画を策定します。決定した行動計画は、事務局から推進委員を通じて全職員に伝達し、取り組んでいくよう啓発・指示を行います。そして、推進委員は、担当部署のエネルギー使用量を「カーボン・マネジメント支援ツール」（参考資料1参照。以下「支援ツール」といいます。）を用いて定期的に報告し、所属職員が取組を実行できているかどうか「取組チェックシート」（参考資料2参照）等を用いて定期的に点検・評価を行います。その後、評価した内容を推進本部において検討し、新たに行動計画を策定します。

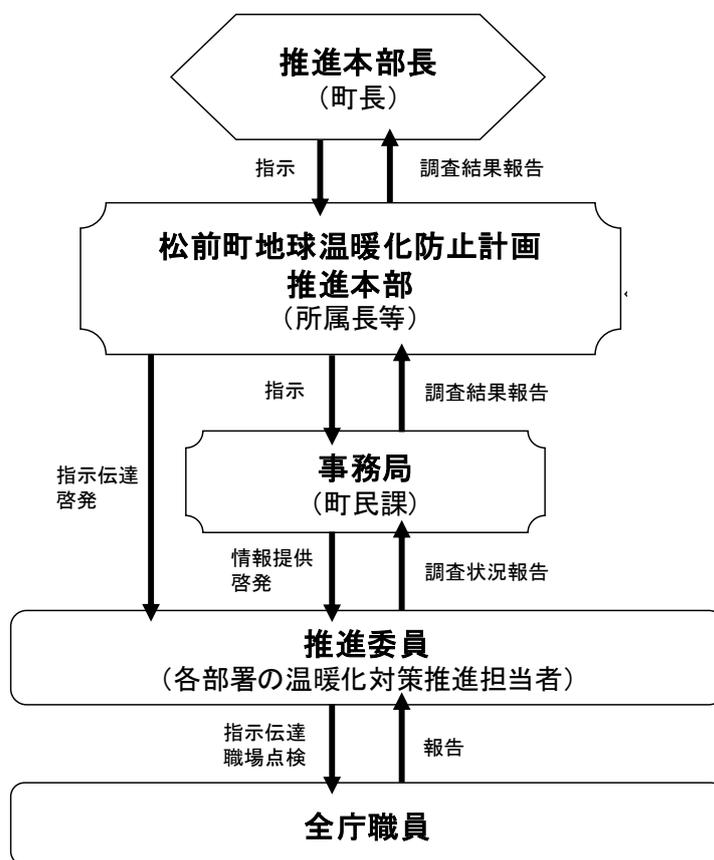


図8 松前町地球温暖化対策実行計画推進体制

#### (1) 推進本部長

地球温暖化対策全般の総指揮を執ります。実行計画を承認し、必要に応じ全体的な指示を行います。

## (2) 松前町地球温暖化防止計画推進本部

実施行動計画を決定する権限を持つとともに、事務局を通して各部署に取組の実施について具体的な指示を行います。また、推進委員に対し、各部署からの推進状況について総合的な点検・評価、必要に応じて取組目標や内容の見直し等の指示を行います。

## (3) 推進委員

推進本部の決定事項を職員に伝達し、温室効果ガス排出削減への取組を率先的に実施する等、職場において地球温暖化対策の先導的な役割を担います。また、実行計画期間中に毎年度実施する温室効果ガス排出量把握のための基礎調査、あるいは各部署の取組状況の点検・評価を行い、支援ツールを活用し事務局に報告します。必要に応じて所属する職場において個別の施策を講じるなどの改善を図ります。

## (4) 事務局

松前町地球温暖化対策の窓口として、関係省庁や県との連絡・報告を行いながら、推進本部長、推進本部、推進委員との連携・調整を図り、温室効果ガス削減目標達成に向けた推進を図ります。目標の達成状況や実行計画に関わる施策を推進委員に周知します。

また、年度毎の推進委員からの調査状況報告を受け、温室効果ガス排出量、及び取組状況について支援ツールを活用しながらとりまとめを行い、定期的に推進委員会に報告します。

## (5) 全庁職員

推進委員の指示に従い、温室効果ガス排出量削減活動を実施します。

## 2 点検体制

第五次実行計画の推進を図るために、環境マネジメントシステムの基本的な考え方を取り入れます。P (Plan : 計画)、D (Do : 実行)、C (Check : 評価)、A (Action : 改善) サイクルによる継続的な改善を基本とした推進体制の整備及び進行管理を行います。

事務局は、年度目標に対して未達となる懸念が生じ各部署・施設単体での取組で対応しきれないと判断した場合には、推進本部を招集し、全庁的な追加施策あるいは目標の見直しを行います。全庁的なPDCAサイクルに加え、各部署あるいは施設単位でDCAサイクルを回すことにより、現地の状況に合わせた迅速な対応を行うことが可能となります(図9)。

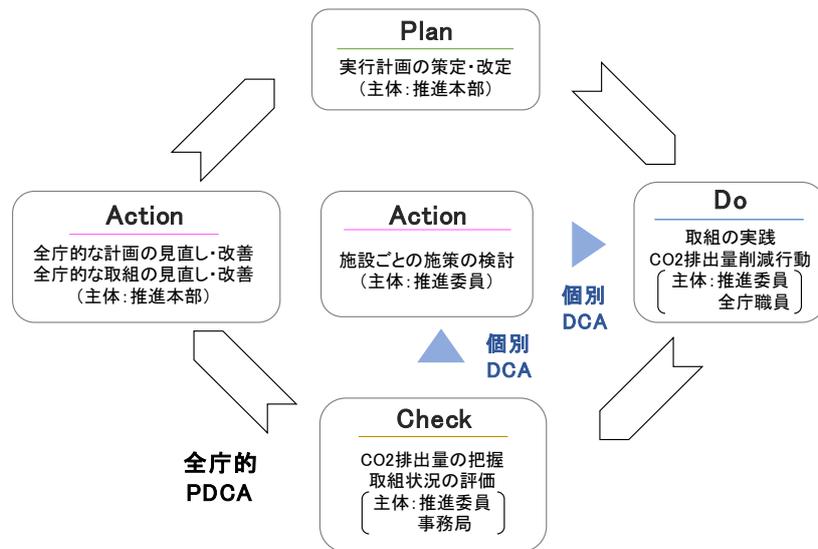


図9 進行管理 (PDCA サイクルフロー図)

### 3 進捗状況の公表

実行計画の進捗状況、点検評価結果及び直近年度の温室効果ガス排出量については、事務局が取りまとめ、年1回ホームページで公表します。

## 参考資料1 カーボン・マネジメント支援ツール

計画の進捗状況は、カーボン・マネジメント支援ツール（図10）を使用し、管理・運用します。本支援ツールは、WEBブラウザからアクセスが可能であり、職員全員が担当部署・施設のCO<sub>2</sub>排出量だけでなく、全庁的な排出量を把握できるようにします。全員が情報を共有することにより全庁一体的な取組の推進を図ります。

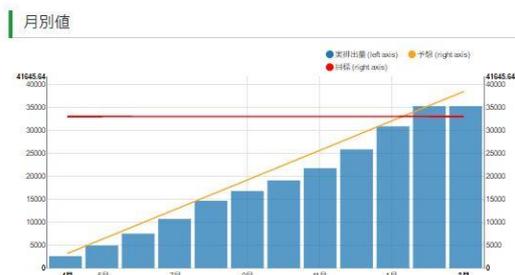
### 団体（事業者全体）の管理者

ネットから支援ツールにログイン。  
建物や年度目標の設定を行う。

上がってきた報告、集計を確認。  
温室効果ガス排出状況を確認し、必要に応じて対策を行う。

### 各施設の管理担当者

ネットから支援ツールにログイン。  
各施設の活動量（電気、燃料等の  
使用量）を入力。



詳細

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
本年度	2,643.4	2,317.4	2,578.7	3,188.6	3,049.0	2,125.5	2,303.4	2,646.2	4,096.1	5,002.7
昨年度	883.0	883.0	883.0	883.0	883.0	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000
平均値	1,883.2	1,800.2	1,830.9	1,835.8	2,318.0	1,082.7	1,151.7	1,323.1	2,048.1	2,501.4

### 温室効果ガス排出量の表示

- 各月の排出量を積上グラフで表示し、目標に対してどうなっているか、この先どうなるかが分かるようになります。
- 建物別、分類別で表示できます。任意の分類フィルターで集計することもできます。

### 2017年度 テスト町 事務事業による温室効果ガス排出状況

温室効果ガス排出状況について  
高効率機器へ順次更新したことで年間目標より15%高いCO<sub>2</sub>を削減できた。

実施した主な取り組み

項目	内容	削減効果(CO <sub>2</sub> /年)
照明	LED化	100
空調	高効率機器に更新	500
給湯器	ガラスに更新	1000



年度末にはレポートを作成し  
団体HPなどで提示。

全体のレポートを作成してURLを取得し、  
外部に提示することができます。

図10 カーボン・マネジメント支援ツールの作業イメージ

## 参考資料2 取組チェックシート

### 地球温暖化対策取り組み状況チェックシート

調査対象課・施設名	評価例	常に実施している	5
調査担当者の所属(課名)		だいたい実施している	4
調査担当者 氏名		時々実施している	3
		ほとんど実施していない	2
		全く実施していない	1
		該当なし	0

取 り 組 み 項 目								
空調に関する項目		4-5	6-7	8-8	10-11	12-1	2-3	平均
1	冷房の温度設定は28℃以上とする。							
2	暖房の温度設定は20℃以下とする。							
3	断続的に使用する場所(会議室等)の冷暖房機器は使用時以外電源を切る。							
4	会議室等では会議の始まる直前まで空調を使用しない。							
5	冷やし過ぎ、温め過ぎを防ぐため、冷暖房機器の設定温度はこまめに調節する。							
6	昼休みや就業時間以外は冷暖房機器を使用しない。							
7	冷暖房機器の室外機は真期に直射日光が当たらないよう日除けを設ける。							
8	冷暖房機器のフィルター類は定期的(1~2回/月)に掃除する。							
9	クールビズ・ウォームビズ等、服装による体感温度の調節を図る。							
10	気候の良い時期は自然換気を心掛け、エアコンの使用を控える。							
11	夏期はブラインドやカーテンの利用、冬期は自然光を取り入れるなど、空調負荷の低減を図る。							
OA機器に関する項目		4-5	6-7	8-8	10-11	12-1	2-3	平均
12	外勤等で離席する際は、パソコンの電源を切る。							
13	パソコン、コピー機等OA機器類は低電力モードを有効活用する。							
14	昼休みはパソコン、プリンタ、コピー機等OA機器の電源を切る。							
15	コピー機は使用時のみ電源を入れる。							
16	モニター画面の輝度を下げる。							
17	退室時にはOA機器のプラグをコンセントから抜き、待機電力の消費を防止する。							
18	OA機器購入時は国際エネルギースタープログラム適合品を購入する。							
照明機器・その他電気使用に関する項目		4-5	6-7	8-8	10-11	12-1	2-3	平均
19	断続的に使用する場所(会議室、給湯室、トイレ等)の照明は使用後に必ず消灯する。							
20	会議室等では会議の始まる直前まで照明を使用しない。							
21	窓口業務や接客の場合を除き、昼休みは執務室の照明を消灯する。							
22	昼休みは玄関、ホール、廊下、階段等の共用部分の照明を消灯する。							
23	天気の良い日は意図的照明を消す。							
24	退室時には人がいなくなるエリアの照明を消す。							
25	照明が明る過ぎる場合は電球や蛍光灯を閉引きする。							
26	スイッチ付き電源タップを使用して、退室時の電源管理を合理化する。							
27	エレベーターの使用は極力避け、最寄りの階には階段で移動する。							
28	使用していない電気機器等はコンセントを抜く。							
車の運用に関する項目		4-5	6-7	8-8	10-11	12-1	2-3	平均
29	停車時は短時間でもエンジンを切る。(アイドルストップの実施)							
30	急発進・急加速を避け、経済運転を実施する。							
31	不要物を載せないようにする。							
32	給油時にタイヤの空気圧をチェックする。							
33	目的地が複数の場合は合理的な走行ルートを選択する。							
34	出張時には公共交通機関の利用を優先する。							
35	近距離の外勤には徒歩あるいは自転車が出かけるようにする。							
給湯に関する項目		4-5	6-7	8-8	10-11	12-1	2-3	平均
36	ガスコンロの火は、鍋やかんの大きさに合わせて調節する。							
37	お湯を沸かす時は、必要最小限のお湯を沸かすようにする。							
38	お湯を沸かす時は、瞬間沸騰かし器等のお湯を利用する。							
39	給湯器の温度設定は低めに設定する。							

用紙使用に関する項目		4-5	6-7	8-9	10-11	12-1	2-3	平均
40	コピーや印刷時には必要部数を確認し、用紙使用を必要最小限に留める。							
41	両面コピー、両面印刷を実施する。							
42	裏面が使用可能な用紙をコピーや印刷に再利用する。							
43	会議ではプロジェクター等を活用し、配付資料を削減する。							
44	電子メールを活用し、文書の配布やFAXの利用を減らす。							
45	庁内システムの見直しや簡素化により事務書類の量を削減する。							
46	用紙の処理に関する判断基準の明確化、及び各処理用の分別回収ボックス設置により、用紙使用の合理化を図る。							
その他行政・事務に関する項目		4-5	6-7	8-9	10-11	12-1	2-3	平均
47	コピー機やプリンタのカートリッジ類は業者による回収を徹底する。							
48	グリーン購入適合品目、あるいは再生品やリサイクル可能な製品、詰め替え製品等を優先的に購入する。							
49	ファイル・書籍ホルダーを再利用する。							
50	職場で共有可能な文具類(のり、ハサミ、ホッチキス等)の購入を削減する。							
51	用紙、缶・ビン類、プラスチック製品専用の分別回収容器を設置する。							
52	節水を心掛ける。							
53	止水栓の調整等により水道水圧を下げる。							
54	No残業Dayを設ける。							
評 価	空調に関する項目							
	OA機器に関する項目							
	照明機器・その他電気使用に関する項目							
	車の運用に関する項目							
	給湯に関する項目							
	用紙使用に関する項目							
	その他行政・事務に関する項目							
全体平均								

## 参考資料 3 環境関連用語集

### 温室効果ガス

温室効果をもたらす大気中に拡散された気体のこと。とりわけ産業革命以降、代表的な温室効果ガスである二酸化炭素やメタンのほかフロンガスなど人為的な活動により大気中の濃度が増加の傾向にある。京都議定書では、温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素のほか HFC 類、PFC 類、SF<sub>6</sub> が削減対象の温室効果ガスと定められた。

出典：全国地球温暖化防止活動推進センター ウェブサイト「温暖化用語集」

[http://www.jccca.org/dictionary/word\\_a/word\\_953.html](http://www.jccca.org/dictionary/word_a/word_953.html)

### 環境マネジメントシステム

組織や事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続等の仕組みを「環境マネジメントシステム」(EMS - Environmental Management System) という。環境マネジメントシステムには、環境省が策定したエコアクション 21、国際規格の ISO14001 の他、地方自治体、NPO や中間法人等が策定した環境マネジメントシステムがある。

出典：環境省 ウェブサイト「環境マネジメントシステム」をもとに作成

<https://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-1.html>

### 気候変動に関する政府間パネル (IPCC)

UNEP (国連環境計画) と WMO (世界気象機関) によって 1988 年 11 月に設置された各国の研究者が政府の資格で参加して地球温暖化問題について議論を行う公式の場。地球温暖化に関する最新の自然科学的及び社会科学的知見をまとめ、地球温暖化対策に科学的基礎を与えることを目的としている。ほぼ 5~6 年おきに世界中の約 1,000 人の科学者・専門家が参加・検討して「評価報告書」をまとめ、信頼できる科学的な知識を提供している。1990 年に第 1 次評価報告書、1995 年に第 2 次評価報告書、2001 年に第 3 次評価報告書をまとめ、2007 年に第 4 次評価報告書が発表された。

出典：全国地球温暖化防止活動推進センター ウェブサイト「温暖化用語集」

[http://www.jccca.org/dictionary/word\\_k/word\\_977.html](http://www.jccca.org/dictionary/word_k/word_977.html)

### 国際エネルギースタープログラム

オフィス機器の国際的省エネルギー制度。製品の稼働、スリープ、オフ時の消費電力などについて、省エネ性能の優れた上位 25% の製品が適合となるように基準が設定され、この基準を満たす製品を指す。

出典：国際エネルギースタープログラム ウェブサイトをもとに作成

<http://www.energystar.jp/about.html>

## 再生可能エネルギー

エネルギー供給構造高度化法においては、「再生可能エネルギー源」について、「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして政令で定めるもの」と定義されており、政令において、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスが定められている。

出典：資源エネルギー庁 ウェブサイト「なっとく！再生可能エネルギー」をもとに作成

[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/renewable/outline/](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/renewable/outline/)

## スケールメリット

規模の拡大によって得られる様々な効果や利益のこと。

## 地球温暖化

人間の活動が活発になるにつれて「温室効果ガス」が大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が急激に上がり始めている現象のこと。地球規模で気温が上昇すると、海水の膨張や氷河などの融解により海面が上昇したり、気候メカニズムの変化により異常気象が頻発するおそれがあり、ひいては、自然生態系や生活環境、農業などへの影響が懸念されている。過去 100 年間に地球全体の平均気温は 0.3～0.6 度と急激に上昇しており、現在のペースで温室効果ガスが増え続けると、2100 年には平均気温が約 2 度上昇すると予測されている。出典：環境省 ウェブサイト「温暖化とは」をもとに作成

<https://www.env.go.jp/earth/cop3/ondan/ondan.html>

## 地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）

地球温暖化対策の推進を図るための枠組みを定めた法律。国、地方公共団体、事業者及び国民の責務や役割が定められている。

## 電力のグリーン購入

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際、環境に配慮し負荷のできるだけ少ないものを選んで購入すること。電力においても環境に配慮した電力を調達すること。

## トップランナー制度

機器等のエネルギー消費効率の基準の決め方として、基準値策定時点において市場に存在する最もエネルギー効率が優れた製品の値をベースとして、今後想定される技術進歩の度合いを効率改善分として加えて基準値とする方式。現在エアコンディショナー、照明、乗

用自動車など 31 品目が対象とされている。

出典：資源エネルギー庁 パンフレット「トップランナー制度」(2015 年 3 月版) をもとに作成

[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/data/toprunner2015j.pdf](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/data/toprunner2015j.pdf)

## CO<sub>2</sub> 排出係数

単位生産量・消費量等あたりどれだけの CO<sub>2</sub> を排出しているかを示す数値。

## バイオディーゼル燃料

菜種油、ひまわり油等の生物由来油を原料とするディーゼルエンジン用燃料のこと。本計画における B5 燃料とは、バイオディーゼル燃料 5%を軽油に混合した燃料を示す。

## PDCA サイクル

環境マネジメントシステムの国際規格である ISO14001 の基本的構造で、(1) 方針・計画 (Plan)、(2) 実施 (Do)、(3) 点検 (Check)、(4) 是正・見直し (Act) というプロセスを繰り返すことにより、環境マネジメントのレベルを継続的に改善していこうというもの。

出典：環境省 ウェブサイト「ISO14001」 を基に作成

<https://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-iso14001.html>